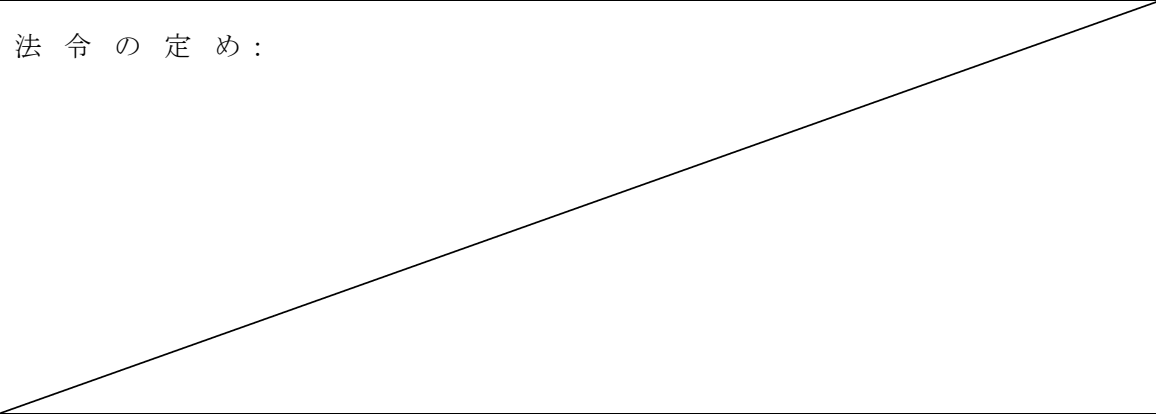


処 分 基 準

令和2年9月1日作成

法 令 名：公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
根 拠 条 項：第12条
処 分 概 要：事業の停止命令
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 
処 分 基 準： 別紙及び別表のとおり
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3418, 3419, 3421, 3422）
備 考：

## 別紙

### 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく事業停止命令の基準

#### (用語の意義)

1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「事業停止命令」とは、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例第4条第1項第1号アからウに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）に対して、指示処分に従わなかったとき、又は条例違反行為があったときに当該事業の停止を命ずることをいう。
- (2) 「指示処分」とは、条例第11条の規定に基づき、事業者に指示をすることをいう。
- (3) 「条例違反行為」とは、事業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、条例第4条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第10条の規定に違反する行為をいう。

#### (量定)

2 事業停止命令の量定の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによる。

- A 2月以上6月以下の事業停止命令～基準期間は4月
- B 1月以上5月以下の事業停止命令～基準期間は3月
- C 20日以上4月以下の事業停止命令～基準期間は2月
- D 10日以上2月以下の事業停止命令～基準期間は1月
- E 5日以上1月以下の事業停止命令～基準期間は20日

#### (事業停止命令の併合)

3 処分事由に当たる条例違反行為が2以上行われた場合は、一つの事業停止命令を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び条例の期間を超えないものとする。

#### (観念的競合)

4 2以上の処分事由に該当する一つの条例違反行為について事業停止命令を行う場合は、これらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とするものとする。

#### (常習違反加重)

5 最近3年間に事業停止命令を受けた事業者に対し事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由について前記2から4までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数<sup>2</sup>の数を乗じた期間を長期及び短期とするものとする。ただし、その長期は、条例の期間を超えることができないものとする。

(事業停止命令に係る期間の決定)

6 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 事業停止命令を行う場合は、前記2に定める基準期間(前記3に規定する場合は各処分事由のうちその量定の最も長い基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、前記4に規定する場合は各処分事由のうちその量定の最も長い基準期間を基準期間とし、前記5に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によるものとする。

(2) 事業停止命令を行う場合において、次に掲げるような処分を加重又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、前記2から5までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 過去3年以内に違反歴があること。
- (イ) 条例違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (ウ) 悔悛の情が見られないこと。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 過去3年以内に違反歴等がないこと。
- (イ) 具体的な違反防止措置を行っていること。

(事業停止命令に係る期間の計算)

7 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、1月を30日として計算するものとする。

別表

処 分 事 由	関 係 条 項	量 定
<p>1 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供を事業とする者に対する事業停止命令</p> <p>【第4条関係】</p> <p>(1) 客引き違反</p> <p>(2) 客誘引違反</p> <p>(3) 従業員勧誘違反</p> <p>(4) 従業員誘引違反</p> <p>(5) 客待ち違反</p> <p>【第10条関係】</p> <p>(6) 迷惑ビラ等の配布違反（公共の場所）</p> <p>(7) 迷惑ビラ等の掲示又は配置違反</p> <p>(8) 迷惑ビラ等の配布又は差し入れ違反（人の住居等）</p> <p>【第11条関係】</p> <p>(9) 客引き、勧誘に関する指示処分違反</p> <p>(10) 迷惑ビラに関する指示処分違反</p> <p>(11) (9)、(10)以外の指示処分違反</p>	<p>第4条第1項第1号 ア</p> <p>第4条第1項第1号</p> <p>第4条第1項第2号</p> <p>第4条第1項第4号</p> <p>第4条第1項第5号</p> <p>第4条第5項</p> <p>第10条第1項</p> <p>第10条第2項</p> <p>第10条第3項</p> <p>第4条第1項第1号、2号、4号、5号、第4条第5項、第11条</p> <p>第10条、第11条</p> <p>第11条</p>	<p></p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>D</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p>
<p>2 歡樂的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供を事業とする者に対する事業停止命令</p> <p>【第4条関係】</p> <p>(1) 客引き違反</p> <p>(2) 客誘引違反（卑わいなもの）</p> <p>(3) 従業員勧誘違反</p> <p>(4) 従業員誘引違反（卑わいなもの）</p> <p>(5) 客誘引違反（卑わいでないもの）</p>	<p>第4条第1項第1号 イ</p> <p>第4条第1項第1号</p> <p>第4条第1項第2号</p> <p>第4条第1項第4号</p> <p>第4条第1項第5号</p> <p>第4条第3項第1号</p>	<p></p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>

(6) 従業員誘引違反（卑わいでないもの）	第4条第3項第2号	D
(7) 客待ち違反	第4条第5項	E
<b>【第10条関係】</b>		
(8) 迷惑ビラ等の配布違反（公共の場所）	第10条第1項	D
(9) 迷惑ビラ等の掲示又は配置違反	第10条第2項	D
(10) 迷惑ビラ等の配布又は差し入れ違反（人の住居等）	第10条第3項	D
<b>【第11条関係】</b>		
(11) 客引き、勧誘に関する指示処分違反	第4条第1項第1号、2号、4号、5号、第4条第3項1号、2号、第4条第5項、第11条	B
(12) 迷惑ビラに関する指示処分違反	第10条、第11条	B
(13) (11)、(12)以外の指示処分違反	第11条	D
3 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報提供を事業とする者に対する事業停止命令	第4条第1項第1号ウ	
<b>【第4条関係】</b>		
(1) 利用者勧誘違反	第4条第1項第1号	B
(2) 利用者誘引違反	第4条第3項	D
(3) 客待ち違反	第4条第5項	E
<b>【第10条関係】</b>		
(4) 迷惑ビラ等の配布違反（公共の場所）	第10条第1項	D
(5) 迷惑ビラ等の掲示又は配置違反	第10条第2項	D
(6) 迷惑ビラ等の配布又は差し入れ違反（人の住居等）	第10条第3項	D
<b>【第11条関係】</b>		
(7) 勧誘に関する指示処分違反	第4条第1項第1号、第4条第3項、第4条第5項、第11条	B
(8) 迷惑ビラに関する指示処分違反	第10条、第11条	B
(9) (7)、(8)以外の指示処分違反	第11条	D